

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 令和6年5月27日

【ファンド名】 フィデリティ・日本株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・欧州株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・北米株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・英国株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・世界総合債券・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・世界新興国株式・ファンド（ファンドラップ専用） フィデリティ・世界リート・ファンド（ファンドラップ専用）

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 デレック・ヤング

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【事務連絡者氏名】 照沼 加奈子

【連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03-4560-6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

フィデリティ・日本株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・欧州株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・北米株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・英国株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・世界総合債券・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド（ファンドラップ専用）、フィデリティ・世界新興国株式・ファンド（ファンドラップ専用）およびフィデリティ・世界リート・ファンド（ファンドラップ専用）（以下「各ファンド」といいます。）につき、信託の終了（繰上償還）を予定しておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 信託の終了予定の年月日

2024年8月8日（予定）

各ファンドそれぞれについて、2024年5月29日現在における議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により、信託を終了します。

ロ 信託の終了に係る決定に至った理由

各ファンドの受益権総口数が各ファンドの投資信託約款に定められた繰上償還を検討する目安の30億口を下回っているため、当該投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると判断いたしました。

ハ 法令に基づき当該信託の終了に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

各ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対して、信託の終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付いたします。委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）に信託の終了（繰上償還）に関するお知らせを掲載いたします。